

滋賀医科大学特定認定再生医療等委員会審査議事概要（簡便審査）

日時 : 2025 年 8 月 28 日（木）
場所 : 電子メールによる

審議事項①

以下の再生医療について変更申請にかかるメール審議を行った。

【再生医療等の分類】提供しようとする再生医療等の名称	
【第3種（治療）】多血小板血漿（PRP）を用いた難治性皮膚潰瘍治療	
再生医療等提供計画提出医療機関の管理者名	院長 田中 俊宏
再生医療等の提供を行う医療機関の名称	滋賀医科大学医学部附属病院
再生医療等提供計画を受け取った年月日	2025 年 8 月 13 日
申請者	申請者 小池 隆弘

委員のうち当該審査意見業務に参加することが適切ではない者：なし

1. 実施責任者より【T2020-001】多血小板血漿（PRP）を用いた難治性皮膚潰瘍治療について、2025 年 8 月 25 日委員会での意見を受けて、再生医療等提供計画における「再生医療等の科学的妥当性についての評価」の修正資料の提出があった。

2. 各委員及び技術専門員の審議案件ごとの審査等業務への関与に関する状況
規程第 11 条により委員長（分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家）と委員長が指名した委員（生命倫理に関する識見を有する者）2 名で簡便な審査を行い、適と認められた。

3. 結論及びその理由

当該治療の継続を承認とすることに決する。

帳簿記載

① 審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者の氏名及び医療機関の名称	滋賀医科大学滋賀医科大学医学部附属病院 院長 田中 俊宏
② 審査等業務を行った年月日	2025 年 8 月 28 日
③ 審査等業務の対象となった再生医療等の名称	多血小板血漿（PRP）を用いた難治性皮膚潰瘍治療
④ 法第 26 条第 1 項第 1 号の意見を述べた場合には、審査の対象となった再生医療等提供計画の概要	難治性皮膚潰瘍の患者自身から採取した血液より血小板だけを濃縮し、多血小板血漿（PRP）と呼ばれる細胞加工物を調製する。当該患者の皮膚潰瘍部位に投与し、潰瘍部分の組織再生を促すことで治療を行う。1 回/4 週を 1 クールとし、2 クールをめどに実施する。先進医療Bでの検証を経て2020 年 4 月より保険適用となり、実施に当たっては、保険収載技術に基づいた方法を順守の上行う。
⑤ 法第 26 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の報告があった場合には、報告の内容	—
⑥ 法第 26 条第 1 項第 4 号の意見を述べた場合には、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のために必要があると判断した理由	—
⑦ 述べた意見の内容	公開中の審査の過程がわかる記録参照
⑧ 法第 26 条第 1 項第 1 号の意見を述べた場合には、医療機関の管理者等が厚生労働大臣又は地方厚生局長に審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を提出した年月日	2021 年 6 月 29 日